



福岡医発第 230 号 (総)

平成 29 年 4 月 18 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

平成 29 年度専門医「共通講習」の実施について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本会会務につきまして、ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

今般、日本専門医機構から日本医師会に対して専門医共通講習開催の協力要請があり、本会においても日本医師会を通じて別添の通り通知がまいりましたので、お知らせいたします。

日本専門医機構では、2016 年 12 月に「専門医制度新整備指針」を策定し、共通講習の目的として、「各領域の枠を超えた、医師として必要な知識や態度（人間性や社会性を含む）を扱う講習を受講する」として、その実施について定め、運営を開始しております。

つきましては、本会においても実施要綱に基づき、専門医共通講習（特に必修の共通講習）の実施に向けて検討しておりますので、本件についてご了知の程、お願い申し上げます。

詳細につきましては、別添資料または、日本専門医機構のホームページ (<http://www.japan-senmon-i.jp/>) をご参照下さい。

小郡三井医師会より

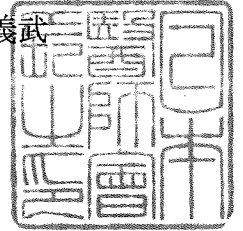
学術担当理事 権藤秀之
会長 白石恒明

日医発第 1261 号 (生 125)
平成 29 年 3 月 22 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横倉 義武



平成 29 年度専門医「共通講習」の実施について (依頼)

時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日本医師会では、日本専門医機構の発足以来、新たな専門医の仕組みを整えるため、専門医に関わる業務に協力してきており、医療の質の向上に努めてきております。

新たな専門医の仕組みはプロフェッショナル・オートノミーを原則として、医療関係者間でその仕組みを構築していく必要性があり、日本専門医機構では、2016 年 12 月に「専門医制度新整備指針」を策定し、序文には「専門医である前に『医師』であることを決して忘れるべきではありません。幅広いジェネラルのすそ野の上により高いレベルのスペシャリティを築くことが専門医の仕組みであることを明記すべきと思います」と記載されております。さらに、共通講習の目的として、「各領域の枠を超えた、医師として必要な知識や態度（人間性や社会性を含む）を扱う講習を受講する」として、その実施について定め、運営を開始しております。

先般、日本専門医機構から日本医師会に対して専門医共通講習会開催の協力要請があり、本会は日本専門医機構及び基本領域学会と運営方法を調整し、準備を進め、本会としての実施要項を策定いたしました。この実施要項は、日本医師会生涯教育推進委員会、日本専門医機構理事会、専門医認定・更新部門委員会、基本領域専門医委員会の了承を経ております。

今後は、専門医「共通講習」の実施要項に基づき、各都道府県医師会の協力のもと講習会を実施し、いっそうの専門医の質の向上に寄与してまいりたいと思います。

つきましては、専門医の共通講習会の開催にあたって、貴会のご協力を賜りたく存じますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. (写) 専門医の共通講習実施へのご協力のお願いについて (日本専門医機構)
2. 専門医「共通講習」の実施までの概要 (流れ)
3. 専門医「共通講習」の実施要項
4. 専門医制度新整備指針 (日本専門医機構)



平成 28 年 11 月 17 日

公益社団法人 日本医師会
会長 横 倉 義 武 殿

一般社団法人 日本専門医機構
理事長 吉 村 博 邦



専門医の共通講習実施へのご協力をお願いについて

拝啓

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本機構の業務にさまざまご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、本機構では新たな専門医の仕組みの導入について、地域医療への影響などを勘案し、平成 30 年度からの導入を目指すなど決定を行ったところですが、現在、専門医制度整備指針の改訂など新たな専門医の仕組みの基盤整備を行っているところです。

本機構の第 5 回理事会（平成 28 年 9 月 7 日開催）では、専門医の共通講習を実施する方向性について合意しております。研修にあたる医師が自らの専門領域ばかりでなく、広く医療に関する幅広い知識を備えることが必要であることは論を待ちません。本機構としても、共通講習を実施するためさまざまな方策について協議を重ねているところですが、日本医師会は、都道府県医師会、郡市区医師会等との三層構造において連携・協力体制を構築しておられ、各地域における研修等も積極的に展開されていると認識しております。

このような実情に鑑み、専門医の共通講習に実施にあたってぜひ貴会ならびに地域の医師会にご協力を賜りたく存じます。

日本医師会には、生涯教育制度という長年にわたる教育制度の運営実績がありますので、実施の方策については、基本的に一任したいと存じますが、今後についてはご相談に与ることもありますかと存じます。

専門医の共通講習は、日本医師会の生涯教育カリキュラムの 1～15 の基本的医療課題と共通の理念になりますので、生涯教育カリキュラムに準じた内容であれば、十分に質が担保されていると考えております。

今後とも、本機構の業務運営にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

敬具

平成 29 年 3 月 22 日

平成 29 年度 専門医「共通講習」の実施要綱

1. 目的

日本医師会では、日本専門医機構の発足以来、新たな専門医の仕組みを整えるため、専門医に関わる業務に協力しており、医療の質の向上に努めているところである。

新たな専門医の仕組みはプロフェッショナル・オートノミーを原則として、医療関係者間でその仕組みを構築していく必要がある。日本専門医機構では、「専門医制度新整備指針」をまとめ、序文に「専門医である前に『医師』であることを決して忘れるべきではありません。幅広いジェネラルのすそ野の上により高いレベルのスペシャリティを築くことが専門医の仕組みであることを明記すべきと思います」と記載し、さらに共通講習の目的として、「各領域の枠を超えた、医師として必要な知識や態度（人間性や社会性を含む）を扱う講習を受講する」として、その実施について定め、運営を開始している。

今般、日本専門医機構から日本医師会に対して、専門医共通講習実施の協力要請があり、各都道府県医師会の協力のもと講習会を実施し、いっそうの専門医の質の向上に寄与することとした。

2. 本実施要項の適用期間

本実施要項の適用期間は、2017 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日とする（専門医の仕組みに大きな変更がない限りは、今後も継続される予定）。

3. 専門医共通講習の内容

必修の共通講習

- ①医療倫理
- ②感染対策
- ③医療安全

任意の共通講習

- ④医療事故・医事法制
- ⑤地域医療
- ⑥医療福祉制度
- ⑦医療経済（保険医療等）
- ⑧臨床研究・臨床試験など

※2016 年 12 月策定の日本専門医機構「専門医制度新整備指針」による。任意の共通講習も、「専門医の更新」に関する補足説明等に、認定・更新時に必要な総単位数が記載される予定となっている。

4. 共通講習の要件

申請して承認された講習のみが共通講習として扱われる(申請方法は10)。

※カリキュラムコードが1～15だから、自動的に共通講習になるという考え方はしない。

5. 主催

原則として、都道府県医師会の主催とする。

6. 申請期間

講習会の開催日の6か月前から、1か月前(目途)まで。

※事務処理の関係上、できるだけ毎月末(20日～31日)にまとめて申請すること。

7. 開催内容(別紙1参照)

原則として、共通講習のみでの講習会の開催とする(本通知以前に企画された講習会は例外とする)。

※講習会の同時中継による受講も認めるが、15の通り、出退管理を確実に行うこと。

8. 共通講習の構成内容

・必修の共通講習

生涯教育カリキュラム<2016>の基本的医療課題全般や、医療倫理(cc2,3)、感染対策(cc8)、医療安全(cc7)を参考にして、立案すること。

・任意の共通講習

生涯教育カリキュラム<2016>の基本的医療課題全般や、医療事故・医事法制(cc6,7)、地域医療(cc12)、医療福祉制度(cc4,5,13)、医療経済(保険医療等)(cc6)、臨床研究・臨床試験など(cc2,3)を参考にして、立案すること。

9. 構成案

・プログラムの立案は、原則として都道府県医師会生涯教育委員会(学術委員会)が行い、地域の実情に応じて行う。

・演者はCOIについて開示を行う。

10. 企画案の申請

共通講習の開催については、予め全国医師会研修管理システムに登録し、共通講習のチェックボックスにチェックすることで申請が完了する。

システムへの入力については、演題ごとに【専門医共通講習—②感染対策(必修)】診療所における感染対策などと表記して、冒頭に【】を使って、どの共通講習の申請をおこなうか、明示すること。

ただし、研修管理システムでの申請ができない場合は、11のプログラムのメール送信で、申請とみなす。

※全国医師会研修管理システム(チェックボックス)の稼働は、動作確認などのため、4月中旬ころを予定。稼働開始時には連絡する。

※システムのチェックボックスの稼働までは、下記 11 のメール送信をもって申請とみなす。

11. プログラムのメール送信

ワードなど文章化されたプログラムがある場合は、研修管理システムへの登録と同時に、日本医師会生涯教育課代表メール syogai@po.med.or.jp に送信すること。

メールの件名は、(例として)「20170615 共通講習申請システム登録済(〇〇県)」などとする。

※①件名の冒頭には、開催年月日(西暦、月、日)を半角で入れる(例:20170910、20180120 など)

②件名に必ず“共通講習”の文字を入れること(フォルダ分類のため)。

③また、事務の円滑化のため、可能な限り、鑑文書等の添付は略。

12. 申請の承認

共通講習として申請のあった講習会は、日本医師会の「生涯教育制度・専門医の仕組み運営委員会」(生 42:平成 28 年 7 月 13 日通知)で審査し、承認された講習会は本会から日本専門医機構に届け出る。最終的に承認された場合は、全国医師会研修管理システム上でお知らせする(講習会一覧の共通講習承認の項に、承認の日時が表示される)。

研修管理システムを使用しない医師会については、メールで通知する。システムのチェックボックスの稼働までは、メールで承認の通知を返信する。

また、改善の必要性があった場合については、個別に連絡する。

13. 開催案内

都道府県医師会は、ホームページや会誌・会報等を利用し、より多くの医師が参加できるように案内を行う。

必ず、専門医共通講習会と明示すること。

14. 日本医師会ホームページへの開催日程の掲載(別紙 3 参照)

日本医師会ホームページへの講習会の開催日程の掲載を希望する場合は、11 のメール送信時に、別紙の雛形どおりに、メール本文に必要事項をじか打ちすること。日本医師会では、そのデータをそのまま PDF 化して、日本医師会ホームページに掲載する。

※掲載場所:日本医師会ホームページ→医師のみなさまへ→研修・ワークショップ・講習会等のお知らせ

15. 出退管理

主催者は、適正・確実な方法で出席管理(受講確認)を行うこと。講習会終了後一定の期間内に、出席者のデータを「確定」すること。

16. 参加証明の通知の方法

参加証明の通知方法は、地域の実情によって主催者が判断し、主催者が対応すること(参加証明について、事前に18の基本領域学会にアンケートを実施したところ、すべての臨床系の学会を含む17学会から「参加証明は紙でよい」とする回答であった)。

具体的な通知方法として、①(全国医師会研修管理システムを利用する医師会は)受講者に受講履歴一覧を後送する、あるいは講習会後に、受講者から受講履歴一覧の請求があったときに打ち出して送付する方法などがある。

また、②当日、参加証明書を発行する方法などがある(別紙2参照)。

(受講履歴について)

※1.専門医の認定・更新は、通常3～5年ごとであるので、受講履歴一覧は、3～5年に1度、受講者に通知することで事務的な対応となる。ただし、領域によっては、その都度、受講履歴(参加証)を学会に提出する場合もあるので、柔軟に対応すること。

※2.受講履歴は、開催日の範囲を区切って打ち出すことができる。特定の1日だけを打ち出すことも可能になっている。

※3.医師資格証を所持する医師は、研修管理システムから自分で受講履歴を打ち出すことができる。

※4.研修管理システム上、受講履歴はどの地域医師会からでも打ち出すことができる。

17. 日本医師会生涯教育制度等における取り扱い

共通講習は生涯教育の単位の対象となる。

18. 開催費用

主催者の基準による。

19. 開催運営

原則として、主催者が行う。

20. 開催実施の報告

主催者は参加人数などを「日本専門医機構」に報告する(日本専門医機構ホームページに「開催後報告書」が提示される予定となっている)。

21. 注意事項

専門医共通講習の開催にあたって、企業の製品の販売促進や営利を目的とした講演や、講演内容に製品名を入れること及びプロモーションあるいはそれに類する行為は行わないこと。なお、都道府県医師会等は配布資料等について配布の可否を確認する。

専門医「共通講習会」のプログラム例

専門医共通講習会

プログラムには、専門医共通講習会であることを明示すること。

プログラムは1時間以上とする。
1時間1単位1ccとする。

【専門医共通講習—①医療倫理(必修)】1.終末期における倫理的諸問題

【専門医共通講習—②感染対策(必修)】2.感染対策の具体的な対策と事例

【専門医共通講習—③医療安全(必修)】3.チーム医療と医療安全

【専門医共通講習—⑤地域医療(任意)】4.地域包括ケアと多職種連携

必ず、このような書式とし、共通講習の
①～⑤のどの単位を取得できるのか明示すること。
プログラムも管理システムの入力も同様の書式とする。
各演題は、それぞれ1時間以上とする。

パネルディスカッションなど(必須ではない)

「医療現場における具体的事例—医療倫理、医療安全、感染対策」など

質疑応答

(参加証の 1 例)

(学会提出用)	専門医共通講習会参加証
開催日:2017年〇月〇〇日 場所:〇〇〇〇会館	
【専門医共通講習会】	主催:〇〇医師会
【①医療倫理(必修)】1.終末期における倫理的諸問題	1単位 cc2
【③医療安全(必修)】2.チーム医療と医療安全	1単位 cc7
【⑤地域医療(任意)】3.地域包括ケアと多職種連携	1単位 cc12
合計 3単位	
本講習会は、日本専門医機構「専門医制度新整備指針」に基づくもので、 貴殿が、本講習会に参加したことを証明する。	
〇〇医師会長 〇〇 〇〇 印	
※本講習会の日医生涯教育制度における出席管理は研修管理システムで行われています。	

(日本医師会ホームページへの開催日程の掲載を希望する場合)

※11 のプログラムのメール送信時に、下記の雛形をメール本文にじか打ちすることで、日本医師会ホームページに掲載する事務処理を行います(記載がない場合は、掲載しません)。

(確認事項) メールの件名は、「20170615 共通講習申請システム登録済(〇〇県)」などとする。

①冒頭に、開催年月日

② “共通講習” の文字

を必ず入れる。

→プログラムを添付。

※ホームページ用データ送信の注意事項

①実施要項 11 のプログラムのメール送信時に、下記の雛形を参考に「メール本文」にじか打ちすること。

②そのまま PDF 化して、日医ホームページに掲載するので、開催日時などをチェックのうえ送信すること。

③MS 明朝体、12pt を原則とする。

④改行位置や書式など、すべて雛形に準じ、余分な情報は記載しないこと。

⑤演者の所属・肩書は、できるだけ簡略化すること。

⑥参加費が無料の場合は、無料と記載すること。

⑦共通講習が組み込まれている講習会の場合は、原則として、講習会全体について記載すること。

(雛形) 日本医師会ホームページ掲載希望

主催・共催 〇〇医師会(申請医師会: 〇〇医師会) ←※主催者と申請者が同一でもこの書式とする。

(1) 開催日時: 2017 年〇月〇日(〇) 16:00~18:00

(2) 会場: 〇〇医師会館(同時中継会場: 〇〇医師会、〇〇医師会)

(3) 演題:

【専門医共通講習—①医療倫理(必修)】

1. 終末期の倫理的な問題 cc2 〇〇大〇〇科教授 山田太郎

【専門医共通講習—④医療事故・医事法制(任意)】

2. インシデント・アクシデントレポートの作成 cc6 〇〇病院院長 山田花子

(4) 専門医共通講習単位: 必修 1 単位、任意 1 単位(合計 2 単位)

(5) 参加費: 〇〇〇円(ただし、〇〇〇医師会員は無料)

(6) 連絡先: 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇(〇〇医師会)

※掲載場所: 日本医師会ホームページ→医師のみなさまへ→研修・ワークショップ・講習会等のお知らせ

専門医制度新整備指針

2016 年 12 月

一般社団法人 日本専門医機構

※共通講習の該当部分をマーカーで示してある。

序文

わが国の専門医の歴史は、昭和 37 年に日本麻酔科学会が「指導医制」を制定したことに始まると言われています。その後、主要な診療領域の学会、さらには、様々な細分化した領域の学会が次々と専門医の認定システムを立ち上げ、専門医の質の向上、社会的認知の促進、専門医としての評価などを目指して、50 年近い活動がなされて来ました。

一方、医師の養成、特に、卒後研修についてみると、現在、卒後 2 年間の臨床研修制度が必修化されています。これは、将来の専門性に関わらず医師としての基本的診療能力の獲得を目的としたものです。しかし、その後の、専門研修については、系統的な研修の仕組みがないのが実状です。現実には、各研修施設（大学病院および基準にのっとった地域の中核病院を含むすべての医療機関）が、各領域の学会が定めた専門医の取得を一つの目標に、独自に後期研修制度を設けています。先進国の中で、後期専門研修が統一的な仕組みとして確立していない国はほとんどないといっても過言ではありません。

厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」によると、広告可能な専門医資格を有する医師は、おおよそ 7 割前後に止まっています。専門医を育てる後期研修システムの確立、専門医の統一的な認証、さらに専門医の広告は、医療界にとって早急に解決すべき重要な課題のひとつであると思います。

さて、厚生労働省の「専門医の在り方に関する検討会」の報告書を受けて、2 年前にプロフェッショナルオートノミーを基盤とした第三者機関として日本専門医機構が設立され、新たな専門医の仕組みの構築がスタートしました。しかしながら、地域医療への影響等を考慮し、一旦立ち止まりその見直しを図っていることはご承知のとおりです。

その理由の一つに、新たな専門医の仕組み作り定めた「整備指針（第一版）」の画一的な制度設計とリジッドな運用が挙げられています。

また、専門医の仕組みに反対する人達の中には、専門医を取得するとその専門領域以外の患者は診ないといった弊害を指摘する声も少なくありません。医師として自らの専門領域の知識や技術を高めることは、誇りであり、また、励みでもあり、至極当然のことと思います。しかし、専門医である前に「医師」であることを決して忘れるべきではありません。幅広いジェネラルのすそ野の上により高いレベルのスペシャリティを築くことが専門医の仕組みであることを明記すべきと思います。

この度、第二期執行部の発足にともない、機構の基本姿勢を「新たな専門医の仕組みは、機構と各基領域学会が連携して構築すること」を掲げ、また、仕組みを柔軟に運用するという方針を掲げました。そして、各領域学会には、学術的な観点から責任をもってプログラムを構築すること、機構は、そのプログラムを検証し、調整し、標準化を図ること、そして、プロフェッショナル・オートノミーの理念のもと、機構認定の専門医としてオーソライズすることを挙げています。すなわち、今後は、各領域学会の責任と自主性を出来る限り重視する方向となっています。この基本方針に則って、この度、整備指針の改定を行いました。

専門医の質の向上を図ることは新たな仕組み作りの最重要課題の一つですが、同時に地域医療への影響に配慮し、少なくとも今以上に医師の偏在が加速しない仕組みを構築することが、必要不可欠のことと考えます。

各領域学会におかれましては、改定の趣旨を十分にご理解頂き、研修プログラムの策定をお願い致します。

新たな専門医の仕組みがわが国の現在の高い医療レベルの確保と発展に寄与することを願っています。

一般社団法人 日本専門医機構
理事長 吉村 博 邦

I. 専門医制度の理念と設計

1. 専門医像、専門医制度、各領域学会と専門医機構
2. 専門医制度の概要
 - (1) 専門医の領域について
 - (2) 専門研修について
3. 研修方略について
 - (1) 研修プログラム制と研修カリキュラム制について
 - 1) 研修プログラム制
 - 2) 研修カリキュラム制
 - (2) 研修施設群の形成
4. 専門医制度整備指針について

II. 専門医育成

1. 専門医制度の意義と整備指針
2. 専門研修カリキュラム
 - ①理念・目的
 - ②到達目標（修得すべき知識・技能・態度など）
 - i. 専門知識
 - ii. 専門技能
 - iii. 医師としての倫理性、社会性など
 - iv. 学問的姿勢
 - ③経験目標
 - i. 経験すべき疾患・病態
 - ii. 経験すべき診察・検査等
 - iii. 経験すべき手術・処置等
 - iv. 地域医療の経験
 - v. 学術活動
 - ④研修方略
 - i. 専門研修プログラムおよび研修カリキュラム制による研修
 - ii. 臨床現場での学習（On the Job Training）
 - iii. 臨床現場を離れた学習（Off the Job Training）
 - iv. 自己学習
 - ⑤研修評価
 - i. 形成的評価
 - ii. 総括的評価
 - iii. その他
 - ⑥サブスペシャルティ学会専門医の研修プログラムについて
3. 専門研修プログラム制における専門研修プログラムの詳細
 - ①専門研修プログラムについて
 - ②専門研修プログラム整備基準
 - ③専門研修プログラムの構成要素
 - i. 専門研修基幹施設、専門研修連携施設
 - ii. 専門研修指導医
 - iii. 専門研修プログラム管理・評価体制
 - iv. 専門研修実績記録システムの整備
 - v. マニュアル、フォーマット等の整備
 - ④専門研修施設の認定基準
 - ⑤専門研修プログラムの継続的改良
 - ⑥専攻医の採用と修了について
 - ⑦専門研修プログラムの審査・認定について

⑧サブスペシャルティ学会専門医の研修プログラムについて

Ⅲ. 専門医の認定と更新

1. 専門医の認定
 - ①申請資格書類審査
 - ②認定試験
 - ③専門医認定
 - ④特定の理由のある場合の措置
 - ⑤サブスペシャルティ学会専門医について
2. 専門医の更新
 - ①更新認定基準
 - i. 専門医共通講習
 - ii. 領域講習
 - iii. 学術業績・診療以外の活動実績
 - iv. 単位（クレジット）
 - ②更新認定
 - ③連続して複数回の更新を経た専門医の更新について
 - ④特定の理由のある場合の措置
 - ⑤サブスペシャルティ学会専門医について

Ⅳ. 専門研修プログラムの検証と認定（更新を含む）

1. 専門研修プログラムの申請と認定
 - ①新規申請の必要項目
 - i. 専門研修プログラム（研修カリキュラム制を含む）申請書
 - ii. 専門研修プログラム
 - ②認定の流れ
 - i. 新規申請書提出
 - ii. 各基本領域学会による評価
 - iii. 機構での審査
 - iv. 認定の判定
2. 専門研修プログラムの更新
 - ①更新の必要項目
 - i. 更新申請書
 - ii. 専門研修プログラムの主たる項目の実績報告書
 - iii. 専門研修プログラム自己評価書
 - iv. 専門研修プログラム詳細
 - ②更新認定の流れ
 - i. 専門研修プログラム更新申請書提出
 - ii. 各基本領域学会による評価（一次審査）
 - iii. 機構による審査（二次審査）・認定
3. サブスペシャルティ学会専門医について
4. 認定後の変更、認定辞退については別途定める

Ⅴ. 本指針の運用について

専門医制度新整備指針

I. 専門医制度の理念と設計

1. 専門医像、専門医制度、各領域学会と専門医機構

専門医とは、各専門領域において、国民に標準的で適切な診断・治療を提供できる医師である。専門医制度を構築するにあたっては、上記の専門医の意義を正しく反映するものでなければならない。専門医制度では、各領域のあるべき専門医としての医師像を定め、医師として共通の基本的能力の修得は言うに及ばず、各領域において備えるべき専門的診療能力、専門医の育成・更新過程を明示するとともに、各領域を通じた標準化が求められる。

各基本領域学会は、基本領域学会専門医（専門医の名称については今後検討する）育成のため、①専門医育成のプログラム基準の作成、②専攻医募集と教育、③専門医認定・更新の審査、④研修プログラムの審査をおこなう。

サブスペシャルティ学会の専門医制度（専門医の名称については今後検討する）は基本領域学会がサブスペシャルティ学会と協同して、サブスペシャルティ学会専門医検討委員会（仮称）を構築し、サブスペシャルティ学会専門医育成のための①専門医育成のプログラム基準の作成、②専攻医募集と教育、③専門医認定・更新の審査基準、④研修プログラムの審査を含む整備基準、モデル研修プログラムを作成して日本専門医機構に提出し、日本専門医機構の承認を得たうえで、当該サブスペシャルティ学会専門医制度を運用する。

日本専門医機構（以下、機構という）は、各基本領域学会の各制度及び各基本領域学会とサブスペシャルティ学会で構築してサブスペシャルティ学会専門医検討委員会の各制度に助言・評価する機関とする。機構は、その所掌するサブスペシャルティ学会専門医およびそのあり方について今後検討をおこない、3年を目処として見直しをおこなう。その業務内容は各専門医制度の①標準化および質の担保、②検証、③専門医（更新者を含む）および研修プログラムの機構としての審査と認定を行う。1986年三者懇談会（日本医師会、日本医学会、学会認定医制協議会）の議論の結果、専門医制度の根幹は「学会の専門医制度」ではなく、「各基本領域の専門医制度を各専門領域学会が運営し担う」ことである。意味するところは「学会の専門医制度」は機構の助言・評価がないが、「各基本領域の専門医制度を各専門領域学会が運営し担う」は機構の助言・評価を受けることである。

なお、「総合診療領域」の専門医については、機構内で制度構築を行っているところであるが本整備指針を踏まえることとする。

以上を勘案して、専門医の制度確立の基本理念を以下のように定めた。

1. プロフェッショナルオートノミーに基づいた専門医の質を保証・維持できる制度であること
2. 国民に信頼され、受診にあたり良い指標となる制度であること
3. 専門医の資格が国民に広く認知される制度であること
4. 医師の地域偏在等を助長することがないように、地域医療に十分配慮した制度であること

2. 専門医制度の概要

機構は、1981 年学会認定医制協議会、1986 年三者懇談会（日本医師会、日本医学会、学会認定医制協議会）、2003 年専門医認定制機構、2008 年日本専門医制評価・認定機構を経て、長年にわたり専門医制度を整備してきた各領域学会（基本領域学会、サブスペシヤルティ学会）と緊密に協同・連携・分担体制をとりつつ、専門医制度の評価を行い、標準化を目指す事により専門医の質の一層の向上を図ることを目指している。本指針により、専門医研修プログラム作成の基準、研修施設の評価・認定基準、専門医の認定・更新の基準等を明確にし、機構と学会が専門医制度の充実に向けた作業を進めるものとする。

（1）専門医の領域について

上記の歴史の中、機構が扱っている専門医には、（1）基本領域学会専門医（専門医の名称については今後検討する）、（2）基本領域より診療の範囲は狭いが、より専門性の高いサブスペシヤルティ学会専門医（専門医の名称については今後検討する）がある。

「専門医の在り方に関する検討会」（厚生労働省）の最終報告書によると、今後の日本の医師は基本領域学会専門医については、その専門医の定義や位置づけに鑑み、いずれかの専門医を取得することを基本とするとしている。このようなことから、今後、あらたに医学部を卒業し診療に携わる医師は、原則としていずれかの専門領域を選択しその基本領域学会の専門研修を受けることを基本とするが、専門医制度は法的に規制されるべきものではなく、基本領域学会専門医については、適正な基準のもとに施行されるべきである。今後、基本領域学会専門医およびサブスペシヤルティ学会専門医の在り方について、担当基本領域学会と機構の間で十分な議論を行う。詳細は別途定める。

（2）専門研修について

基本領域学会の専門医資格取得には、原則として、卒後医師になってから5年以上の専門研修を行い、各基本領域学会で定めた知識・技能の習得を必要とする。

サブスペシヤルティ学会専門医の研修プログラムについては「I. 専門医制度の理念と設計

（１および２）」記載のサブスペシャリティ学会専門医認定概要に基づく。すなわち関連する基本領域学会はサブスペシャリティ学会とで構築する検討委員会（仮称）において、専門医研修内容を調整し、基本領域学会がサブスペシャリティ学会と協同して、専門医制度を設計運営する。機構は、当該領域のサブスペシャリティ学会専門医検討委員会（仮称）による業務の評価・認定行う。詳細は別途定める。

３．研修方法について

（１）研修プログラム制と研修カリキュラム制について

１）研修プログラム制

研修プログラムに定められた到達目標を、年次ごと（例えば３～５年間）に定められた研修プログラムに則って研修を行い、専門医を養成するもので、一つの基幹施設のみでの完結型の研修ではなく、一つ以上の連携施設と研修施設群を作り循環型の研修を行うものとする。すなわち、一つの病院だけの研修を行うと、その病院の性質（地域性、医師の専門等）の偏りにより研修に偏りがでる可能性があるので、他の連携病院を必ず作り循環型の研修を行うものである。また、到達目標が達成できない場合には、年限を延長することも可能とする。

地域枠入学や奨学金供与（給与・貸与）を受けている専攻医に関しては、機構は、地域枠や奨学金供与の義務の発生する各都道府県等及び各基本領域学会に対して、専門医制度を適切に行えるように要請する。

２）研修カリキュラム制

専攻医はカリキュラムに定められた到達目標を達成した段階で専門医試験の受験資格が与えられるものとする。研修年限については特に定めはない。

各学会が定めた認定施設（基幹施設、連携施設など）における研修実績が評価される。

基本領域学会専門医の研修では、原則として研修プログラム制による研修を行うものとする。

専攻医の研修における登録上の所属は基幹施設とするが、研修を行う研修施設群に属する各施設（基幹施設、連携施設、関連施設（後述））等を循環するので、給与等は研修場所となる施設で支払うものとする。

サブスペシャリティ学会専門医では、研修プログラム制、研修カリキュラム制のいずれも可能とする。また、実際の運用に当たっては、地域医療への影響を考慮し、硬直的になることを避け、研修の質の低下にならない範囲で柔軟に対応するものとする。

（２）研修施設群の形成

研修施設群とは、基幹施設および連携施設が研修プログラム制に基づき研修を行うために構成する施設群を言う。

各基本領域学会が基幹施設、連携施設などを認定し、当該施設における研修を専攻医の実績として評価する。その際、各施設の認定基準は研修内容が専門医育成の質を保証するものが最も大切であるという条件のもと、大学病院以外の医療施設（病院等）も基幹施設となれる基準とする。専攻医の研修プログラム習得の管理は、基幹施設が責任をもって行うものとする（責任の所在の明確化）。すなわち、専攻医の研修に係るローテーションの計画は研修施設群が策定し、専攻医を採用した各研修施設がローテーション研修を担当するものとし、基幹施設は専攻医の研修履修状況等の管理、評価、指導医への助言を行うものとする。

原則として、基本領域学会専門医の研修では、研修施設群を形成し、ローテーション研修を行うものとし、実際の運用に当たっては研修の質の低下にならない範囲で柔軟に対応する。その際、専攻医のローテーションについては、基幹病院に専攻医についての研修プログラムに関して責任があるので、専攻医の身分保障の観点から、特別な症例を経験するために必要になる等の事情がなければ、原則として、基幹施設での研修は6カ月以上とし、連携施設での研修は3カ月未満とならないように努める。ただし、基幹施設は、研修の質の低下にならない範囲で領域によって、あるいは特殊な研修において3カ月以上、あるいはそれ以下でもありうる研修プログラムとする。

なお、サブスペシャリティ学会専門医では、研修施設群の形成は必須ではないものとする。

4. 専門医制度整備指針について

当指針は基本的に5年に一度程度の定期的な見直しを行うものとする。また、必要に応じて随時改定を行うことを妨げないが、いずれの場合も改定に際しては機構理事会の承認を得るものとする。

II. 専門医育成

1. 専門医制度の意義と整備指針

これまで、多くの学会が専門医制度を創設してきたが、各専門領域の特殊性もあって多種多様な専門医制度が運用されてきた。しかし、今回の制度は各学会の専門医制度に機構が助言・評価をし、質の保証を行っている点が従来の制度と根本的に異なり、国民からの信頼に応えられる新たな制度となっている。従って、本整備指針に基づいて、機構と基本領域の専門医制度を整備してきた各基本領域学会が緊密に協同して専門医制度の標準化を目指すことにより、プロフェッショナル・オートノミーのもとに社会から信頼される標準的医療を提供する専門医育成の制度が確立できる。

また、専門医制度は医療提供体制に深く関わっており、地域医療の重要性から基本領域学会専門医の運用においては、地域における医師偏在を解消することに努めるものとする。

また、専門医制度は優れた医療を国民に提供する役割を持つとともに、日本の医学・医療の発展に寄与する役割も要求されている。したがって、専門医制度は専門医研修と基礎・臨床研究との両立にも配慮する必要がある。各学会と機構が緊密に連携してこれら成し遂げる一助として、以下に専門研修カリキュラムとプログラムについての基本的な方針を示す。

2. 専門研修プログラム

① 理念・目的

当該基本領域学会が育成する専門医像を明示し、その形成過程に必要な到達目標を提示する。

② 到達目標（修得すべき知識・技能・態度など）

一般的に医師に要求される能力に加えて、各領域の育成する専門医が持つべき診療能力について、基本領域学会は機構と調整のうえで明示する。以下に必須項目を記載する。

i. 専門知識

専門知識の範囲と要求水準

ii. 専門技能

専門技能（診察、検査、診断、処置、手術など）の範囲と要求水準（自身で実施可能、指導を受けて実施可能など）

iii. 医師としての倫理性、社会性など

コミュニケーションの能力、医療倫理、医療安全、医事法制、医療福祉制度、医療経済、地域医療などの理論とそれに基づく診療実践

iv. 学問的姿勢

科学的思考、課題解決型学習、生涯学習、研究などの技能と態度

③ 経験目標

到達目標を達成するために必要な経験項目を設定する。基本領域学会はその種類、評価する内容、経験数、要求レベル、学習法および評価法等を機構と調整のうえで明示する。

i. 経験すべき疾患・病態

ii. 経験すべき診察・検査等

iii. 経験すべき手術・処置等

iv. 地域医療の経験

基本領域学会専門医研修においては、病診・病病連携、地域包括ケア、在宅医療、都市部以外などでの医療経験を含む。

v. 学術活動

学会発表、論文、研究（臨床研究、専門医育成との関連がプログラムで示されている基礎的研究）等

④ 研修方法

到達目標を達成するための具体的な研修方法とその戦略を明示する。

i. 専門研修プログラムおよび研修カリキュラム制による研修

前述のごとく卒後 5 年以上（で専門医取得が可能となり、研修プログラムによる専門医の研修年限は、原則として 3～5 年とする。専攻医の状況により延長することを可能とする。それぞれの専門研修プログラムは、研修および指導マニュアルを整備する。

機構は、基本領域学会と協同して、研修プログラム制による専攻医登録をする際に医師の都市部への偏在助長を回避することに努める。

基本領域学会専門医研修は、原則として、当該基本領域学会が認定し機構が承認した年次毎に定めた専門研修プログラムで研修を行うが、領域の特殊性を考慮する。

なお、研修プログラム制及び研修カリキュラム制の両者の専攻医が登録されている場合、当該の基幹施設は、それぞれの研修方法による専攻医の登録状況を領域学会と機構に報告する。

ii. 臨床現場での学習（On the Job Training）

臨床現場における日々の診療が最も大切な研修であり、専門研修プログラムに属する施設群内（後述）で学会の定める専門研修指導医（後述）のもとで行う。専門研修指導医は、専攻医が偏りなく到達目標を達成できるように、研修プログラムに基づいたレベルと内容を指導する。

iii. 臨床現場を離れた学習（Off the Job Training）

臨床現場以外の環境において学ぶことで、例として、医師としての倫理性、社会性に関する職場外研修や知識獲得のための学術活動などが考えられる。各専門医制度において学ぶべき事項を明示する。

iv. 自己学習

自己学習は、生涯学習の観点から重要な方法である。学習すべき内容を明確にし、学習方法を提示する。

⑤ 研修評価

i. 到達度評価

- ・ 研修内容の改善を目的として、研修中に専攻医の不足部分を明らかとしフィードバックするために随時行われる評価である。
- ・ 各専門研修プログラムにおいて、各基本領域学会の定めた基準による研修プログラム管理委員会（後述）においてフィードバックシステムが確立されなければならない。日々の評価に加えて年次評価を行い、不足部分の研修を重点的に行わせる。
- ・ 専門研修指導医がフィードバックの方法を学習する機会を基本領域学会は設けるが、必要に応じて機構はこれを支援する。

ii. 総括的評価

- ・ 合否等の判定を目的として、目標の達成度を総括的に把握するために研修の節目で行われる評価である。
- ・ それぞれの専門研修プログラムにおいて総括的評価（修了判定）は必要である。専門研修プログラム修了についての基準を定め、知識・技能・態度などの面で、修了判定を行う。

iii. その他

- ・ 専攻医に対する評価は、専門研修指導医によるものだけでなく、メディカルスタッフおよび施設責任者等による多職種評価を考慮する。
- ・ 専門研修指導医に対する評価（専攻医等による）も行う。
- ・ 専門研修施設や専門研修プログラムに対する評価（専攻医や専門研修指導医等による）も行う。
- ・ 専門研修指導医、専門研修施設群、専門研修プログラムに対する評価は、当該専門研修プログラム管理委員会による専門研修プログラムの改良に活用する。
- ・ 評価の記録を保存する体制を整備する。

⑥ サブスペシャルティ学会専門医の研修プログラムについて

「Ⅰ. 専門医制度の理念と設計（1. および2.）」記載のサブスペシャルティ学会専門医認定概要に基づく。関連する基本領域学会はサブスペシャルティ学会と構築する検討委員会（仮称）において、専門医研修内容を調整し、当該サブスペシャルティ学会が基本領域学会と協同して専門医制度を構築し、運用する。

機構は、当該領域のサブスペシャルティ学会専門医検討委員会（仮称）による研修プログラムの評価・認定行う。詳細は別途定める。

3. 専門研修プログラム制における専門研修プログラムの詳細

① 専門研修プログラムについて

専攻医の集中する都市部の都府県に基幹施設がある研修プログラムの定員等については、都市部への集中を防ぐため、運用細則で別途定める。

- ・ 基本領域学会専門医は原則としてプログラム制をとるが、領域の特殊性を考慮し、研修カリキュラム制による運営も可能とする。
- ・ 基本領域学会の策定した専門研修プログラムのもとで到達目標、経験目標を計画的に達成するために、専門研修基幹施設が中核となり複数の専門研修連携施設とともに専門研修施設群を構成する（基幹施設単独で専門研修プログラム要件を満たす場合もあると思われるが、連携施設を含めた専門研修施設群として申請するものとする）。
- ・ 専門研修施設群は、専門研修プログラムを作成し、それに基づいて、専攻医の専門医資格取得までの全過程を人的および物的に支援する。
- ・ 専門研修専攻医は、施設群内の複数施設を年次で定められたプログラムに則って計画的に異動することによって、到達目標、経験目標を偏りなく達成することとなるが、この仕組みは、地域医療確保の観点からも、極めて重要である。
- ・ 基本領域学会は機構と協同して、モデルプログラムを提示する。
- ・ 各領域の専門研修施設群、専門研修プログラムは、それぞれの基本領域学会で認定し、機構の承認を得る。

② 専門研修プログラム整備基準

- ・ 各基本領域学会は、本整備指針に基づき、当該領域別の専門研修プログラム整備基準を策定し、機構はこれを検証、承認する。
- ・ 専門研修プログラム整備基準は次のような構成を基本として、備えるべき事項を具体的に明示し、個々の専門研修プログラム作成のための基準を提示する。
 - 専門医の使命と専門研修後の成果（Outcome）
 - 専門研修の目標と方法
 - 専門研修評価の方法
 - 専門研修管理と指導体制
 - 専門研修の人的・物的資源
 - 専門研修プログラム自体に関する評価
 - 専門研修プログラムの管理運営

- 専門研修プログラムの継続的改良
- 専門研修プログラムの研修期間
- ・ 基準には、次のことも含まなければならない。
 - 専門研修プログラム統括責任者の要件、専門研修指導医の要件、専門研修施設群の構成要件（各専門研修施設の診療実績・指導体制）
 - 専門研修施設群の地理的範囲

基本領域においては、専門研修施設群は地域性のバランス、当該医療圏における地域医療に配慮して、専門研修が適切に実施・管理できることが重要である。専門領域によっては研修内容の質の維持・向上のため、都道府県をまたがる施設群で専門研修プログラムを構成することも可能である。
 - 専攻医登録数についての基本的な考え方

教育資源（専門研修施設群の診療実績、専門研修指導医数等）による専攻医登録数の基準は必須であり、地域の診療体制に配慮する。

指導医 1 名に対する、専攻医登録数は、原則として、3 名までとするが、担当学会で策定し機構と相談する。学会は地域性を考慮し、機構と相談する。
 - 地域医療・地域連携経験、研究経験に関すること。
 - 基本領域学会専門医取得からサブスペシャリティ学会専門医取得へと連続的な育成過程を示すことが出来る。即ち、卒後臨床研修で修得した事項は、基本領域学会の規定により基本領域学会研修で修得すべき事項に含むことができる。また、基本領域学会とサブスペシャリティ学会の調整・合意により、基本領域学会研修の修得事項はサブスペシャリティ学会研修に積み上げることができる。
 - 専門研修の休止・中断、専門研修プログラムの移動、専門研修プログラム外での研修の条件、出産・育児休業・留学・住所変更などの場合における扱いを明示すること。

③ 専門研修プログラムの構成要素

i. 専門研修基幹施設、専門研修連携施設

- ・ 専門研修プログラムを形成する研修施設群は、原則として単一の専門研修基幹施設と複数の専門研修連携施設から構成される。地域による特殊性を基本領域学会において配慮する。
- ・ 専攻医を基幹施設に登録する。基幹施設が作成し、機構が承認した整備基準

に則って基幹施設が作成した研修プログラムにより、基幹施設、連携施設、関連施設等で専攻医の採用が可能である。

- ・ 基幹施設ならびに各専門研修連携施設はそれぞれ基本領域学会で定められた施設基準、指導体制等を備える。
- ・ 各専門研修施設には、学会の定める専門研修指導医を置く。

常勤の専門研修指導医が在籍しない施設での研修が地域医療を考慮して必要となる場合には、期間を限定するとともに他の専門研修施設から随時適切な指導を受けられる等、医療の質を落とさない研修環境を整えることが必要である。例えば「関連施設」等の連携施設に準じる枠組みを基本領域学会の定める施設基準で考慮する。すなわち、地域医療を維持するために必要な施設において常勤の専門研修指導医を置くことが困難な場合、研修連携施設に準ずる施設を基幹施設の承認のもと研修プログラムに組み入れ、これらの施設での研修も各領域が定める期間、指導医が不在であっても研修として認めるように基幹施設の責任において配慮する。

- ・ 単一の専門研修プログラムでは経験しきれない一部の専門領域等の経験が必要な場合に、他プログラムでの一時的研修、プログラム異動などで対応できるようにする。
- ・ 専門研修基幹施設は専門研修プログラムを管理し、当該プログラムに参加する専攻医および専門研修連携施設、関連施設を統括する。
- ・ 専門研修基幹施設が中心となり、各研修施設が研修のどの領域を担当するかを研修プログラムに明示する。
- ・ 専門研修基幹施設は研修環境を整備する責任を負う。
- ・ 専門研修連携施設は専門研修基幹施設が定めた専門研修プログラムに基づいて専攻医に専門研修を提供する。

ii. 専門研修指導医

- ・ 専門研修指導医とは、当該領域における十分な診療経験を有し、教育・指導能力を有する医師である。
- ・ 専門研修指導医の要件（診療経験、専攻医に対する教育法、評価法の習得状況、医療倫理・安全管理講習の受講、研究指導能力など）については、各基本領域学会が定め、機構の承認を得る。
- ・ 専門研修指導医の認定・更新は各基本領域学会において行う。

iii. 専門研修プログラム管理・評価体制

- ・ 各施設には下記の評価ができる体制を整備する。
 - 指導医および施設責任者による専攻医の評価

- 専攻医による、指導体制等に対する評価
- 上記の評価を活用し、体制の改善につなげるフィードバックプロセス
- ・ 専門研修基幹施設のプログラムごとに、専門研修プログラム統括責任者を置く。専門研修プログラム統括責任者の要件は基本領域学会において定義する。
- ・ 専門研修基幹施設に専門研修プログラムと専攻医を統括的に管理する基本領域学会ごとの専門研修プログラム管理委員会を置く。
- ・ 専門研修プログラム管理委員会は、当該専門研修プログラム統括責任者、当該専門研修プログラム連携施設担当者等で構成され、専攻医および専門研修プログラム全般の管理と、専門研修プログラムの継続的改良を行う。
- ・ 専門研修連携施設には指導管理責任者（診療科長など）を置く。
- ・ 各専門研修連携施設には、指導管理責任者および指導医により構成される連携施設研修管理委員会を設置し、専攻医の教育、指導、評価を行い、専攻医の情報を共有し、施設内での改善に努める。
- ・ 複数の基本領域専門研修プログラムを擁している専門研修基幹施設には、当該施設長、施設内の各専門研修プログラム統括責任者および専門研修プログラム連携施設担当者からなる専門研修プログラム連絡協議会を設置し、当該施設と連携施設における専攻医ならびに専門研修指導医の処遇、専門研修の環境整備等を協議する。

iv. 専門研修実績記録システムの整備

- ・ 基本領域学会は、専攻医の研修実績および評価を記録し、それを活用した計画的な研修と専攻医の研修修了認定、および専門研修プログラムの評価が可能となるシステムを整備する。
 - 記録には、専攻医の研修履歴（研修施設、期間、担当した専門研修指導医など）、研修実績（経験した症例・手技・手術・処置・カンファレンス・研究など）および研修評価を含む。
 - 専攻医の人間性などを含む評価記録も整備する。
- ・ 記録の信頼性・客観性が保証され、かつ個人情報保護が考慮されていなければならない。
- ・ 研修記録などの内容についての監査システム（無作為抽出による実地調査など）が必要である。
- ・ 専門研修指導医の指導・研修実績および評価の記録も備える。
- ・ 機構は各基本領域学会の専門医制度を助言・評価するために必要な情報を各基本領域学会から貰い受ける。すなわち、各基本領域学会は専攻医の本制度に関わるすべての情報を記録・貯蔵しなければならない。

v. マニュアル、フォーマット等の整備

- ・各基本領域学会はプログラム運用のためのマニュアルおよび各種フォーマットを整備し、機構の承認を得る。
 - 専攻医研修マニュアル（専攻医用、評価システムを含む）
 - 指導者用マニュアル
 - 専攻医研修実績記録フォーマット
 - 指導医による指導とフィードバック記録
 - 指導者研修計画（FD：Faculty Development）と実施記録

④ 専門研修施設の認定基準

- 各基本領域学会は、以下を考慮して社会に明示できる専門研修施設の認定基準を定め、機構がこれを検証、承認する。
- ・従来の学会認定制度において専門医を養成していた医療機関が、専攻医の受入れを希望する場合は、専門医育成のため質の低下をきたさない範囲で基幹施設の承認のもと基幹施設の責任で連携施設となれるものとする。
 - ・専門研修基幹施設は、原則として現行の医師臨床研修の基幹型臨床研修病院の指定基準を満たす教育病院の水準を保証するものとするが、単科の医療機関であっても研修施設群として各基本領域学会の定める必要な水準を満たす場合は基幹施設として認定することができる。
 - ・各施設の認定基準は研修内容が専門医育成の質を保証するものが最も大切であるという条件のもと、大学病院以外の医療施設（病院等）も基幹施設となれる基準とする。
 - ・専門研修基幹施設の基準は、各基本領域学会のプロフェッショナルオートノミーに基づくものとし、大学病院以外の医療機関も認定される水準とするが、対象とする領域は、領域の規模・特性を踏まえることとし、運用細則で別途定める。地域医療の確保の観点から幅広く研修の場を設けるものとする。
 - ・専門研修連携施設は、その専門性および地域性から当該専門研修プログラムで研修上、必要とされる施設である。
 - ・各基本領域学会が必要と考える要件は以下のごとくである。
 - 各専門医制度の研修プログラム管理委員会に関すること
 - 症例数、診療実績、指導環境、教育資源など
 - 医師としての倫理性・社会性、学術活動などに関すること
 - 研修内容に関する監査・調査に対応できる体制
 - 施設実地調査（サイトビジット）による評価など

⑤ 専門研修プログラムの継続的改良

各基本領域学会は各専門研修プログラムによる点検評価を行う。機構は、各基本領域学会へのサイトビジットを行う。また、必要に応じて専門研修施設のサイトビジットを行うことができる。

⑥ 専攻医の登録と修了について

・登録方法

- 各専門研修プログラムで登録承認方法を定める。
- 公表、公募が原則である。

・定員

- 各専門研修プログラムで教育資源に基づいて登録可能数を定めるが、地域性などに配慮して各基本領域学会の指導と機構の助言により調整する。
指導医1名に対する、専攻医数は、原則として、3名までとするが、担当学会で策定し機構と相談する。学会は地域性を考慮し、機構と相談する。

・処遇

- 原則として専攻医の給与等については研修を行う施設で負担する。

・修了要件

- 各専門研修プログラムで修了要件を明示する。
- 各専門領域内では統一的な修了要件が必須であり基本領域学会が定める。

⑦ 専門研修プログラムの審査・認定について

- ・ 専門研修プログラム整備基準に基づいて、基本領域学会が一次審査を行い、機構は二次審査を行い検証する。
- ・ 専門研修プログラムの認定に際しては、地域分布に配慮を行うため、機構は、各領域の研修プログラムを承認するに際して、行政、医師会、大学、病院団体からなる各都道府県協議会と事前に協議し決定する。

⑧ サブスペシャルティ学会専門医の研修プログラムについて

「Ⅰ. 専門医制度の理念と設計（1. および 2.） 2. 専門医制度の概要」記載のサブスペシャルティ学会専門医認定概要に基づく。関連する基本領域学会はサブスペシャルティ学会と構築する検討委員会（仮称）において、専門医のレベル、研修内容を調整し、当該基本領域学会がサブスペシャルティ学会と協同して、制度設計・運営する。機構は、当該領域のサブスペシャルティ学会専門医検討委員会（仮称）による更新認定に対し、

検証、承認を行う。

Ⅲ. 専門医の認定と更新

各基本領域学会の専門医認定・更新基準は各基本領域学会が策定し、審査及び認定更新業務は基本領域学会が一次審査を行い、機構は二次審査と認定を行う。

1. 専門医の認定

専門医認定審査には下記のものが含まれ、各基本領域学会において具体的な審査手順・基準を明示する。

①申請資格書類審査

1. 認定プログラムにおける研修修了の証明（プログラム統括責任者による証明）、あるいは、カリキュラム制に定められた認定施設における研修終了の証明（基幹施設の指導者等の証明）
2. 研修の実績証明（研修履歴など）
3. 研修の達成度評価記録（修得すべき知識・技能・態度などの到達目標を達成したか否かについての評価）
4. 経験症例の記録（研修記録帳、手術症例データベース等）
5. 教育研修修了実績（医療安全、倫理、感染対策など）
6. 学術業績（基礎、臨床、社会系研究における症例発表や論文等）
7. 認定審査料納付

② 専門医認定試験

1. 各基本領域学会は、筆記試験、口頭試験、実技試験等により、資格審査に合格した専攻医に対して達成度を評価
2. 到達目標の全項目にわたって偏らない試験を実施
3. 筆記試験難易度調整（正答率、識別指数による補正調整）
4. 口頭試問、実技試験評価基準（試験官による評価の差が少ない基準）
5. 合格率決定に関する基準、総合的判断の基準

③専門医認定

機構は、二次審査に合格した専門医試験受験者について、各領域学会に通知する。
各領域学会は、専門医試験合格者に対してその旨を通知する。

通知を受けた専門医試験合格者は、別に定める専門医認定料を当該領域学会に支払う。

当該領域学会は、定められた一定額の認定料を機構に支払う。

機構は、認定料の受領を確認した後、当該基本領域学会名、および、機構連名で認定証を発行する。

④特定の理由のある場合の措置

特定の理由（海外への留学や勤務、妊娠・出産・育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために専門研修が困難な場合は、申請により、専門研修を中断することができる。

6ヶ月までの中断であれば、残りの期間に必要な症例等を埋め合わせることで、研修期間の延長を要しない。

また、6か月以上の中断の後研修に復帰した場合でも、中断前の研修実績は、引き続き有効とされる。

⑤サブスペシャリティ学会専門医について

関連する基本領域学会はサブスペシャリティ学会と構築する検討委員会（仮称）において、認定のレベル、研修内容を調整し、基本領域学会はサブスペシャリティ学会と協同して、認定の仕組みを設計・運営する。機構は、当該領域のサブスペシャリティ学会専門医検討委員会（仮称）による認定に対し、検証、承認を行う。

2. 専門医の更新

専門医は、標準的で適切な診断および治療を継続的に提供するために、5年を原則として、専門医更新の申請を各基本領域学会に行う。更新業務は各基本領域学会が行い、機構は検証と認定を行う。

① 更新認定基準

専門医更新審査には下記のものが含まれ、各基本領域学会において具体的な審査手順・基準を作成し、機構に提出する。

1. 勤務実態の自己申告
2. 診療実績の証明
3. 専門医共通講習
4. 領域講習
5. 学術業績・診療以外の活動実績
6. 単位（クレジット）取得

i. 専門医共通講習

各領域の枠を超えた、医師として必要な知識や態度（人間性や社会性を含む）を扱う講習を受講する。医療倫理、感染対策、医療安全は必修とし、その他医療事故・医事法制、地域医療、医療福祉制度、医療経済（保険医療等）、臨床研究・臨床試験等などに関する講習を含む。受講においては e-Learning、院内や医師会講習などの方法についても考慮する。

ii. 領域講習

各基本領域学会が指定する学術集会・研究会・講習会に参加し、専門医として総合的かつ最新の知識と技能を修得する。プロフェッショナル・オートノミーに基づき受講または議論を行う。参加・受講確認には研修プログラム進行に支障が生じないように配慮が必要である。

iii. 学術業績・診療以外の活動実績

各基本領域学会が指定する以下の実績を対象とする。

- 学術集会の参加、筆頭発表、司会や座長
- ピアレビューを受けた内外論文の筆頭著者、共著者、査読（商業誌は除く）
- 専門医試験問題作成や試験委員・監督など試験に関する業務

iv. 単位（クレジット）

専門医更新に際しては、各基本領域学会が定める単位（クレジット）を更新認定基準により原則 5 年毎に充足する必要がある。

② 更新認定

各基本領域学会は専門医更新基準を明確に設定し、機構の認定を受け公表する。

専門医の更新は、各基本領域学会で一次審査を行い、機構が二次審査を行い認定する。

機構は、二次審査に合格した専門医更新申請者について、各領域学会に通知する。

各領域学会は、専門医更新合格者に対してその旨を通知する。

当該基本領域学会名、および、機構の連名で更新認定証を発行する。各基本領域学会と機構は専門医認定更新認定に要する経費や個人情報保護に関する契約を締結する。

③ 連続して複数回の更新を経た専門医の更新について

連続して 3 回以上の更新を経た専門医（学会専門医を含める）は、申請により承認されれば、基本領域学会が定める診療実績の証明を更新要件から免除される。相応の経験を有する専門医の知識・経験を後進の指導に活かすことを目的とした措置である。

④ 特定の理由のある場合の措置

特定の理由（海外への留学や勤務、妊娠・出産・育児、病気療養、介護、管理職、災

害被災など）のために専門医の更新が困難な場合は、所定の更新申請の年に、申請により更新延長を行うことができる。延長期間は原則1年とし、事情によって1年単位での延長も可能である。理由書を添えて認定期限までに申請し、各基本領域学会で審査認定の後、専門医機構によって承認される。猶予期間中は、各基本領域学会専門医とし、機構認定専門医とはならない。更新に必要な規定の実績を取得できれば専門医資格を回復し、次回の更新の対象となる。

⑤サブスペシャルティ学会専門医について

「Ⅰ．専門医の仕組みの理念と設計（1.および2.）」記載のサブスペシャルティ学会専門医認定概要に基づく。関連する基本領域学会はサブスペシャルティ学会と構築する検討委員会（仮称）において、更新のレベル、研修内容を調整し、基本領域学会はサブスペシャルティ学会と協同して、更新の仕組みを設計・運営する。機構は、当該領域のサブスペシャルティ学会専門医検討委員会（仮称）による更新認定に対し、検証、承認を行う。

IV. 専門研修プログラムの検証と認定（更新を含む）

研修カリキュラム制については、原則として以下の研修プログラム制の基準を準用する。

各基本領域学会は、それぞれの専門研修プログラム整備基準を作成し、機構に提出する。機構は、専門研修プログラム整備基準が本整備指針に適合することを検証し、必要に応じて助言し、認定する。

各基本領域学会に属する専門研修施設は、基幹病院を中心とした研修施設群からなる専門研修プログラムを形成し、専門研修プログラム整備基準に基づいて基本領域学会での審査を受けた後（一次審査）、機構の検証を受け認定される（二次審査）。

サブスペシャルティ学会専門医育成の研修施設については、関連する基本領域学会と当該サブスペシャルティ学会で構築する検討委員会で審議し、機構が検証し認定する。

更新については、研修実績、自己評価、サイトビジット調査結果、更新専門研修プログラム等を整えて各基本領域学会へ申請して一次審査を受けた後、機構の二次審査を経て更新認定される。

1. 専門研修プログラムの申請と認定

① 新規申請の必要項目

i. 専門研修プログラム（研修カリキュラム制を含む）申請書

専門研修プログラム統括責任者は、構成する施設群（基幹病院、連携病院、関連病院）や、専門研修プログラム管理委員会など管理体制を明示する。書式は機

構が指定したものを用いる。

ii. 専門研修プログラム

専門研修プログラム整備基準に沿った書式により、申請する研修プログラムの詳細を記載する。

(基本領域学会がモデルプログラムを作成)

② 認定の流れ

i. 新規申請書提出

専門研修プログラム統括責任者は、各基本領域学会に申請書と専門研修プログラムを提出する。

ii. 各基本領域学会による評価

専門的な視野で、専門研修プログラム整備基準と個々の専門研修プログラムとの整合性につき評価を行う（一次審査）。

不可評価の専門研修プログラムに対しては専門研修プログラム整備基準に沿った内容への変更を指導し、必要に応じて再審査を行う。

iii. 機構での審査

各基本領域学会で可となったものは、機構による検証（二次審査）を受ける。

機構は、各領域の研修プログラムを承認するに際して、行政、医師会、大学、病院団体からなる各都道府県協議会と事前に協議し決定する。機構は当整備指針に示す事項に照らし合わせ、その内容に齟齬のないよう慎重に精査する。

iv. 認定の判定

機構は、二次審査に合格したプログラムについて、各領域学会に通知する。

各領域学会は、合格したプログラムの統括責任者に対して通知する。

当該基本領域学会、および、機構連名で認定証を発行する。学会と機構間での認定料の案分は別途定める。サブスペシャルティ学会専門医については、基本領域学会と構築する検討委員会で審議し、機構の検証を受け認定される。

2. 専門研修プログラムの更新

① 更新の必要項目

i. 更新申請書

- ii. 専門研修プログラムの主たる項目の実績報告書
- iii. 専門研修プログラム自己評価書
- iv. 専門研修プログラム詳細

② 更新認定の流れ

i. 専門研修プログラム更新申請書提出

専門研修プログラム統括責任者は、各基本領域学会へ必要書類を提出する。

ii. 各基本領域学会による評価（一次審査）

専門的立場からプログラムの評価を総合的に行う。

不可評価の専門研修プログラムに対しては、内容の変更・修正を指導し、必要に応じて再審査を行う。

iii. 機構による審査（二次審査）・認定

機構は、各基本領域学会の評価を検証のうえ認定し、当該基本領域学会、および、機構連名の認定証を発行する（5年後に更新）。サブスペシャリティ学会専門医育成の研修施設については、当該学会と関連する基本領域学会とで構築する検討委員会で審議し、機構が内容を検証し、認定する。各基本領域学会と機構間での認定料の案分は別途定める。

3. サブスペシャリティ学会専門医について

「Ⅰ. 専門医の仕組みの理念と設計（1.および2.）」記載のサブスペシャリティ学会専門医認定概要に基づく。関連する基本領域学会はサブスペシャリティ学会と構築する検討委員会（仮称）において詳細を定める。

4. 認定後の変更、認定辞退については別途定める

v. 本指針の運用について

1. 本指針で示した各基本領域学会の認定プログラムにおける研修を修了し、当該基本領域学会の資格審査に合格し、機構で認定され基本領域学会の専門医となったものが、その後、他の基本領域学会専門医資格を取得する（ダブルボード）ことは妨げない。
2. ダブルボードの認定については、当該基本領域学会が協同して細則を定め、機構が認定する。
3. このほか、必要とされる運用細則を別途定める。

一般社団法人 日本専門医機構

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-5-1

東京国際フォーラムD棟3階

TEL : 03 (3201) 3930 FAX : 03 (3201) 3931